

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成18年6月15日(2006.6.15)

【公表番号】特表2005-522548(P2005-522548A)

【公表日】平成17年7月28日(2005.7.28)

【年通号数】公開・登録公報2005-029

【出願番号】特願2003-584164(P2003-584164)

【国際特許分類】

C 08 L	9/00	(2006.01)
B 60 C	1/00	(2006.01)
B 60 C	5/14	(2006.01)
C 08 J	3/20	(2006.01)
C 08 K	3/04	(2006.01)
C 08 K	3/36	(2006.01)
C 08 K	5/47	(2006.01)
C 08 K	5/549	(2006.01)
C 08 L	7/00	(2006.01)

【F I】

C 08 L	9/00	
B 60 C	1/00	A
B 60 C	1/00	B
B 60 C	1/00	C
B 60 C	5/14	A
C 08 J	3/20	C E Q D
C 08 K	3/04	
C 08 K	3/36	
C 08 K	5/47	
C 08 K	5/549	
C 08 L	7/00	

【手続補正書】

【提出日】平成18年4月17日(2006.4.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

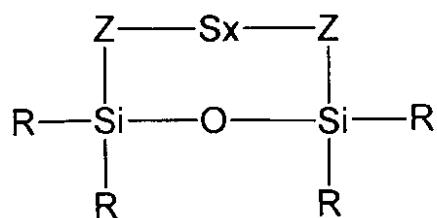
【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくともジエンエラストマー、補強用充填剤および下記の一般式(I)のシロキサンポリスルフィドをベースとするタイヤ類の製造において有用なゴム組成物：

【化1】

(I)

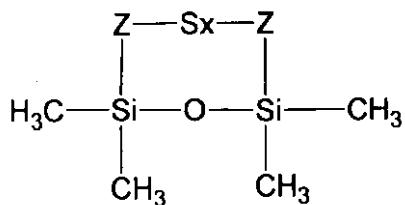


(式中、数xは、整数または分数であり得て、2以上であり；
 基Zは、同一または異なるものであり得て、1~18個の炭素原子を含む2価の結合基であり；
 基Rは、同一または異なるものであり得て、1~18個の炭素原子を含む炭化水素基である)。

【請求項2】

前記シロキサンポリスルフィドが下記の式(II)に相当する請求項1記載の組成物：

【化2】



(II)

【請求項3】

Zがプロピレン基を示す、請求項2記載の組成物。

【請求項4】

前記ジエンエラストマーが、ポリブタジエン類、天然ゴム、合成ポリイソブレン類、ブタジエンコポリマー類、イソブレンコポリマー類およびこれらエラストマーの混合物からなる群から選ばれる、請求項1~3のいずれか1項記載の組成物。

【請求項5】

前記ジエンエラストマーが、合成ポリイソブレンまたは天然ゴムである、請求項4記載の組成物。

【請求項6】

シロキサンポリスルフィドの量が、0.5 phrよりも多い、請求項1~5のいずれか1項記載の組成物。

【請求項7】

シロキサンポリスルフィドの量が3~12 phrである、請求項6記載の組成物。

【請求項8】

下記の各工程：

・ジエンエラストマー中に、 “非生産性”と称する第1段階において、少なくとも1種の補強用充填剤を、混合物全体を1以上の工程で110～190の最高温度に達するまで熱機械的に混練することによって混入する工程；

・混合物全体を100未満の温度に冷却する工程；

・その後、“生産性”と称する第2段階において、架橋系を混入する工程；

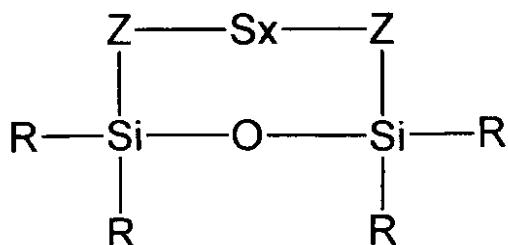
・混合物全体を、110未満の最高温度に達するまで混練する工程；

を含む、ジエンエラストマー、補強用充填剤および架橋系をベースとし、タイヤの製造において有用で且つ改良された戻り抵抗性を有するゴム組成物の製造方法において、

前記架橋系が、下記の一般式(I)のシロキサンポリスルフィドを含むことを特徴とする前記製造方法：

【化3】

(I)



(式中、数xは、整数または分数であり得て、2以上であり；

基Zは、同一または異なるものであり得て、1～18個の炭素原子を含む2価の結合基であり；

基Rは、同一または異なるものであり得て、1～18個の炭素原子を含む炭化水素基である)。

【請求項9】

請求項1～7のいずれか1項記載の組成物を含む、自動車車両の懸垂装置用に意図する最終物品または半製品。

【請求項10】

タイヤからなる、請求項9記載の最終物品。